

持続可能でライフスタイルの 選択に中立な年金とは¹⁾

大沢 真理

東京大学社会科学研究所教授

1 持続可能性を問われる年金制度 —

2002年1月から年金改革論議の新ラウンドが始まった。厚生労働省社会保障審議会の「年金部会」での審議であり、7月初めまでに6回の部会をおこなってきた。私はこの年金部会の一員でもあるが、以下では持続可能性とライフスタイルの選択にたいする中立性という観点から、年金改革への基本的な考え方を述べたい。

世紀転換期の日本の公的年金は、「信頼」と持続可能性の確保を問われている。第一に、引き続き高齢化し人口減少していく社会で、現行の給付水準を維持しようとすれば、保険料は相当に高くなってしまふ。今年1月に発表された新人口推計にもとづく試算は、5月17日の年金部会で示された。それによると、基礎年金の第1号被保険者（自営業、無業、学生など）の保険料が、現在1万3300円であるものを2025年度には2万9600円に、厚生年金の保険料率が現在13.58%（総報酬ベース）であるものを2025年度には24.8%まで、それぞれ引き上げなければならない（中位推計の場合）。年金保険料だけでボーナスを含めた収入の4分の1が天引きされるような制度は、運営や将来の給付に確固たる信頼をえないかぎり、維持することが難しい。

第二に、年金制度での負担では、能力、すなわち

所得に応じて保険料を負担するという応能原則がとられているとされるが、じつは社会保険料の負担には逆進性があるため応能負担原則は徹底していない。2003年4月からボーナスを含めた総報酬に保険料をかけるという「総報酬制」が導入される予定であり、逆進性はいくぶん解消されることになる。しかし、ボーナスにも150万円という上限が設けられる予定であり、毎月分の標準報酬最高限（現在62万円）には当面変更の予定がない以上、最高限を超える高所得者の負担率は法定保険料率より低くなる。被保険者だけでなく事業主でも、大企業ほど総労働費用に占める社会保険料負担の比率は低い。負担が高まらざるをえない局面では、応能原則というテーマとそうした実際との乖離が覆いがたくなり、制度への信頼を維持することが困難となる。

第三に、制度の空洞化が露わになっている。まず、第1号被保険者における空洞化が著しい。自営業者、あるいは無業者、学生などの未加入や、保険料の未納や免除のため、じつは被保険者の6割程度の人々しか保険料を納めていない。しかも、「天引き」のはずの厚生年金も空洞化を免れていない。企業経営の苦境や雇用の非正規化、失業リスクの高まりによって、厚生年金の加入事業所数も被保険者数も、97年をピークに減少している。一つには、被扶養配偶者であるか、または就労時間が短いなどの理由で、社会保険の適用をうけない労働者が女性に増えてきたためと考えられる。また、本人に

1) 本稿は、大沢真理「安心と公正のセーフティネット—ジェンダー視点から年金を考える—」、『生活協同組合研究』2002年3月号に加筆したものである。

保険料の納付を回避しようという意図はなくても、勤め先事業所が厚生年金から(偽装)脱退してしまう、保険料が納められない、あるいは失業や転職のあいだに届け出漏れになる等の事情で、非加入・未納となる。将来、無年金や低年金の人が大量に出てきかねない。

制度への信頼を格段に高めなければならない局面で、その空洞化が露呈しているのであり、日本の年金制度は持続可能性を深刻に問われているといっても過言ではない。

2 「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの矛盾

年金制度が「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルをとってきたこと、およびその矛盾が、近年では注目されるようになった。第一に、雇用者の被扶養配偶者(専業主婦)である第3号被保険者の保険料を、共働きや単身の雇用者を含む第2号被保険者が全員で負担していること。ここに含まれる矛盾は、まず、共稼ぎあるいは単身の世帯から、専業主婦世帯に「逆補助金」が払われているという趣があることだ。専業主婦世帯の方が高所得である場合が少なくないので、あまり高所得ではない共稼ぎや単身の世帯から高所得の世帯に補助が行われているという意味で、「逆補助金」と表現したくなる。

第二に、第3号被保険者制度と所得税の配偶者控除制度があいまって、有配偶女性が年収100万円前後以下の短時間・低賃金の就労を 선호するよう促されているという副作用も、しばしば指摘されている。もちろん影響されるのは有配偶女性だけではなく、女性全体の労働条件を下方に引き下げる効果も否定できない。

第三に、遺族年金にかんしてもさまざまな問題が指摘されてきた。共働きで第2号被保険者として保険料を納付してきた女性は、夫が亡くなった後、夫の遺族年金(夫の厚生年金の4分の3)を受けるか、

それとも自分が納めてきた保険料による年金を受けるか、という選択を迫られる。女性の所得が高くないために、夫の遺族年金の方が高額である場合が多く、自分の保険料を「掛け捨て」とすることになる。94年の年金改革によって、第三の選択肢として、自分の年金と夫の遺族年金の合計額の半額を受けとる方法が導入された。しかし、それが有利になるケースは、自分の収入が夫の収入の半分よりも多かった人であり、結果的に8割の人は自分の保険料を「掛け捨て」にしている。そこに割り切れなさがある。それだけでなく、共働きで働いてきた女性が受ける遺族年金は、夫の所得があまり高くなければ、拠出歴のない専業主婦が受ける遺族年金よりも、低くなってしまふ。これらに不公平感がもたれている。

そもそも現行の遺族年金の支給条件に、明文の男女別扱いがあることも問題である。すなわち遺族基礎年金は、18歳未満の子がいる「妻」または子のみが受給できる。遺族厚生年金を受給できるのは、遺族基礎年金が受けられる者のほか、①子のない「妻」、②55歳以上の夫・父母・祖父母、③18歳未満の孫である。「妻」には年齢条件がないだけでなく、夫死亡時に35歳以上で子のない妻、または子が18歳に達して遺族基礎年金が受けられなくなった妻には、40歳から64歳まで遺族厚生年金に月額約5万円が加算される。ようするに男性が稼ぎ主であること、「妻」は夫に扶養される専業主婦であって、子どもがない場合も一生稼働力がないことが、前提されている。このような男女別の取扱いは諸外国にも例が乏しく、「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」を求める男女共同参画社会基本法にもそぐわない。毎年1歳ずつでも支給の年齢条件を引き上げ、男女同一としていくべきである。

第四に、もちろん専業主婦の側にもリスクがある。離婚すると、その時から、無業または自営業として第1号被保険者になるのであれ、あるいは雇われて第2号被保険者になるのであれ、保険料を負担しなければならない。雇われても就業時間が正社員の4分の3未満の短時間就労なら、第1号

で、将来は基礎年金だけとなる。離婚せずに夫を看取って遺族年金を受けられたら申し分ないかというそうではない。再婚したら給付が停止になるために、結婚の自由を妨げられるという問題が指摘されている。長寿時代には年金生活者が再婚を考える機会も稀ではないと思われるのだが。

総じて、「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの現行年金制度は、ライフスタイルが多様化しつつあるなかで種々の不合理性を露呈しており、またライフスタイルの選択にたいして中立的でない。

3 全国民が加入する一元的な年金を一

私は、全国民が加入する一元的な制度へと公的年金制度を再構築することが、年金制度全体が抱える問題とともに、「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルの矛盾を克服する方策であると考え。これは、金子勝と神野直彦がかねて提案している年金であり（金子・神野 1999；金子 1999；大沢 2000）、諸外国の制度ではスウェーデンの99年改革後の年金に近い。一元的年金とは、まず、基礎年金と所得比例部分という2階建てではなく1層とすること、また、現行のように職種や職域、就労時間や年収によって異なる年金制度に加入する制度ではなく、全国民が同じ条件で加入する一元的な制度にする、という意味である。

拠出は総所得に比例させる。いわば働いて稼いだら1円の収入からでも保険料を拠出するという仕組みにするのである。雇用者については、現在、事業主が保険料を折半で負担しているが、むしろ、支払い賃金総額や総売上高などの外形を標準とする拠出を事業主に求めることが、雇用流動化のもとでは合理的だろう。新制度に完全に移行するまでに30年から40年の経過期間を要するが、その間は年金積立金も取り崩しながら、高齢者人口比率が安定していくのにもない、マクロの拠出総額と年金給付総額が等しくなる水準へと、拠出率を安定化させ

ていくのである。財政方式は賦課方式である。

給付については、第一に、端的に拠出に応じた年金給付を提案する。具体的には各人・各年の年金給付額を「拠出総額の現在価値÷予想受給年数」とするのである。ただし、所得スライド制を採る。つまり、受給年度ごとに現役世代の所得（給与所得と事業所得）の平均上昇率によって年金給付額をスライドさせる。

ただ、これだけでは、低所得者や無収入期間が長かった人は低年金になってしまう。そこで第二に、最低所得を保障する物価スライド付きのミニマム年金を支給する。このミニマム年金の給付額は、各人の拠出総額に緩やかに比例させる。拠出にたいする給付の傾きを全体よりは緩やかにするが、なお傾きをもたせることで、低所得者にも拠出インセンティブを保っていく。ミニマム年金の財源としては、資産所得の総合課税も含めた税制改革のうえで、累進的所得税を税源とする一般財源から補填することとする。

給付にかんして第三に、夫婦について2分2乗とする。つまり、年々、あるいは月々、両者の拠出を合算して2分した額を、各人の拠出とみなすのである。諸外国の制度を見ると、ドイツでは1976年以来、離婚時に婚姻期間に応じて年金を分割してきたが、2001年の年金改革で離婚しない場合にも任意で年金を分割できるようにした。イギリスでも99年改革により、離婚時の年金分割を導入している（裁判所による命令または両者合意の上の調停による）。離婚時にのみ分割を認めるのは離婚を促進するきらいがあり、ライフスタイルの選択にたいして中立でないという意味で、ドイツの改革は合理的である。

夫婦か個人かという制度の単位とのかかわりでは、年金分割は経過的な夫婦単位といえる。専業主婦がごく例外的な存在であって、税制も年金も個人単位をとるスウェーデンでは、このような分割はない。ドイツや、イギリス、そしていずこよりも日本の現状では、男女の賃金格差や就業機会の格差が大きく、男女間の貨幣経済力格差が歴然としている。

しかも夫婦間では、たんなる格差というより、家

事育児その他「内助の功」をつうじて、妻から夫にたいして稼働力が移転されていくとみなしてしかるべきである。それを配慮した経過措置として年金分割をおこなう。ただし、夫婦が合意のうえで適用除外することは認めるべきだろう。

なお、2分2乗すれば、配偶者への遺族年金は不要となる。離死別にかからわらず婚姻期間について拠出、すなわち将来の年金給付額の基礎が2分されるからである。そこで遺族年金は選択制（オプション）とし、超過保険料を求めることとする。

以上の一元的な年金制度のメリットは、第一に、「応能原則と社会連帯のベストミックス」と表現できる。応能原則とはここでは、年金給付総額が当該人の拠出総額に平均的に等価であることをさす。平均的とは、平均寿命より長生きすれば受けとり超過、早死にすると受けとり不足となるという意味である。この点を通じて拠出インセンティブを確保していく。同時に、年金給付額を現役世代所得にスライドさせる措置を通して、世代間連帯を社会化する。さらに、高齢者の就労継続による拠出継続を促進する仕組みも組み込まれている。つまり、退職を遅らせて年金受給開始を遅らせると、分母である予想受給年数が小さくなるので、各年の年金給付額を高くできるという仕組みである。

ところで、一元化すると「9・6・4（クロヨン）」問題の悪影響が年金にも及ぶという懸念があるだろう。源泉徴収される雇用者は年金保険料の拠出を免れないが、自営業者は所得を隠して年金保険料の負担を回避するのではないか、あるいは拠出しないでミニマム年金を受けとろうとする人がいるのではないかと、懸念されるのである。しかし、拠出しなければ、老後の年金給付総額はその分減るので、現在の基礎年金制度よりよほど拠出インセンティブは高くなるはずだ。同時に、基礎年金の空洞化問題も解決される。

第二のメリットは、この年金制度が完全な「ポータビリティ」をもつと同時に、拠出インセンティブを有効に組み込んでいる点である。一元的な年金制

度では、職種や勤め先の変更にかかわらず、同一の年金に同一条件で加入し続けるのだから、「ポータビリティ」は文字どおり完全である。「男性稼ぎ主」＝「専業主婦」モデルから脱却して、職業やライフスタイルの選択にたいして中立であり、その意味で自己決定権を最大限に保障できる。昨今では、ポータビリティを確保するためとして確定拠出型年金（日本版401k）が推奨されてきた。しかし、ポータビリティだけを考えるなら、ただでさえ複雑怪奇な現行制度に新制度を積み重ねて制度をさらに分かりにくくさせる必要はない。

以上を一元的年金の絶対的メリットとすれば、他の提案とくらべた相対的メリットはどうか。

4 税方式？ 民営化？ 育児支援？ ——

年金財政にこれまで以上に税を投入するとして、消費税をその財源とすることがしばしば提案される。今次の年金部会でも経営者側の委員が、目的間接税を税源として基礎年金を税方式化しよう提案している。また、労働組合側も基礎年金の税方式化を提案しているが、税源については2分の1が一般財源、4分の1が事業主への社会保障税、残り4分の1が目的間接税としている。

私は、間接税を所得保障の財源とすることには賛成しない。理由は、第一に、負担が軽い部分に負担を求めるべきだという点である。日本の租税・社会保障料の負担を国内総生産GDPにたいする比率で見ると、個人所得税が主要先進国のなかで最も軽く、GDPの5%から6%とアメリカの半分の水準である。社会保障料は10%程度で中位であり、アメリカよりは高く、ヨーロッパのいくつかの国と並ぶ負担率である。他方で、消費税はヨーロッパ諸国よりも低いけれどアメリカ並みである（池上2001）。負担を求めるなら最も軽い部分、すなわち所得税からとるべきである。

第二に、消費税負担は平均的には重くないとして

も、逆進性をもつ。「消費性向」、すなわち実収入に占める消費支出、したがってまた消費税負担の比率は、低所得層ほど高い。比較的所得で子育てをしている世帯、そしてとくに消費性向が100%を超える母子世帯や高齢無職世帯にとって、消費税負担は不釣り合いなまでに重くなるわけである。現状の仕組みのまま消費税の税率を上げて社会保障の財源に当てることには、とうてい賛成できない。労働組合側委員の提案でも、2分の1の国庫負担が累進的な直接税から賄われる保証はないので、同様の難点がある。

つぎに、所得比例部分を完全積立方式に転換し、将来的には民営化するというプランについて。この方策は、小渕恵三首相の諮問機関であった経済戦略会議が99年2月の最終答申で提案し、小泉首相のもとで経済財政諮問会議も検討したと報道された。この方策にも賛成できない。

これに近似の方策が現実には実施された例として、サッチャー政権のイギリスが85年におこなった年金改革がある。サッチャー年金改革は、公的年金の所得比例部分の給付条件を引き下げるとともに、個人年金や企業年金の加入者が公的年金から適用除外するための条件を大幅に緩和した。その結果、5年経過後の90年までに公的年金の加入者は1200万人から750万人まで減少した。この間に適用除外となったのは450万人、つまり86年時点の加入者の2割に上る。同じ期間に、認可個人年金の加入は400万人増えたが、その75%は男性だった。つまり、給付の点で以前より不利にされた公的年金に「取り残された」人は、どちらかといえば恵まれないブルーカラー労働者やとりわけ女性だったのである(大沢 1999)。

強制加入ではない私的年金では、加入者に偏りがでても問題ではないという見解もあろう。しかし、一般に私的年金には大幅な税制上の優遇が与えられることに注意しなければならない。90年代初頭のイギリスでは、主として男性向けである私的年金への税制上の優遇による「租税支出」は95億ポンドに

上り、他方で、主として女性向けである高齢者への「扶助」、つまり所得制限や資産制限付きの公的給付の総額は75億ポンドにすぎなかった。恵まれた人への租税支出が、恵まれない人への財政支出の総額をはるかに上回るという事態を招いたわけである。

「女性と年金」に限定した提案では、厚生労働省の「女性と年金検討会」が2001年12月14日に公表した報告書がある。「女性自身の貢献がみのある年金制度」を副題とするこの報告書は、①第3号被保険者問題には、労働時間と年収の厚生年金適用基準を下げることにより、パート労働者に適用拡大(第3号の一部を2号に)、②遺族年金では、「掛け捨て」ケースが減少するよう併給基準を見直す、③離婚時の年金分割が可能となる仕組みを導入する、などを提言する。①では、現在は労働時間で正社員の4分の3となっている基準を2分の1に、年収では130万円を65万円とするという。②では、現在は亡夫の厚生年金(報酬比例部分)の4分の3である遺族厚生年金を5分の3に下げ、併給については夫と自分の合計額の5分の3に引き上げることで、専業主婦の年金水準を下げるるとともに、自分の厚生年金を受けとった方が有利な人を増やすというのである。

こうした改革案は従来の指摘に耳を傾けるものであり、方向としては評価できるものの、中途半端である。被扶養と認められるための年収の限度額を65万円に下げた場合、年収60万円程度に雇用が細切れにされる恐れはないだろうか。最初にふれたように、この数年、事業主負担分を回避するために、雇用をことさらに非正規化したり、事業所ごと厚生年金から脱退したりする例が増え、厚生年金制度も空洞化してきた(ピークの97年から2000年度末までに、事業所数で3万、被保険者数で130万人減少)。事業所単位の加入でなく個人単位とし、すべての所得と事業活動から拠出を求める制度に転換することが、高失業・転職時代には欠かせないと考える。

少子高齢化を意識して、年金制度において育児

支援を拡充するように求める意見も聞こえる。上記の女性と年金検討会でも議論されたが方向性は出されなかった。社会保険制度における負担の減免や給付の上積みで子育てを支援するよう求める意見にたいして、保育サービスの拡充や女性の再就職保障といった施策を充実することが本筋であるとする意見が出されたからである。

私も後者の意見に賛同する。ドイツの例を見よう。ドイツでは、子1人の出生後3年間の育児期間について、全被保険者の平均賃金相当の年金保険料を納付したとみなすという、世界でも最も手厚い措置をとる。反面で保育サービスなどの共働き支援はさほど手厚いとはとはいえない。出生後1年間の育児期間としてこの措置が始まったのは1985年であるが、その後もドイツは、世界で最も出生率が低い国の一つであり続けている。

親世代の育児でなく、児童自身が育つことへの支援として考えると、年金制度は遺族年金において児童の生活保障とかかわる。私は、児童の生活保障のためには、直接の現金給付である児童手当を拡充すべきだと考えている。すなわち、全ての児童に、義務教育期間中、食費と被服費をまかなうことのできる水準（年齢別定額）の児童手当を、親の所得による資格制限なしに普遍的に支給するのである。

これにともなって、所得税の扶養控除、母子世帯等にたいする児童扶養手当、児童に対する遺族年金は廃止する。累進所得税のもとでの扶養控除は、所得の高い者により多くの財政福祉を与える逆進的な措置であり、児童に最低生活を保証するうえでは最も非効率なバラマキである。これにたいして定額の児童手当は、低所得世帯にとって世帯所得に占める比率が高いという意味で、真に重点的かつ効率的な給付である。財源を累進の所得税に求め、給付を非課税としなければ、高所得層は児童手当の相当部分を税として返納することになろう。こうした方式を「クローバック」と呼ぶが、所得制限を適用するより運営費用は安上がりとなる。

児童は健やかに育ち、教育を身につけることに

よって、将来の年金財政はむしろ社会総体の担い手となる。次世代の成長と社会の持続可能性が、現在の生産年齢人口の全員にとって肝要な関心事であることの制度的表現として、この児童手当を支給することが適当である。児童の最善の利益のために親または適切な後見人が、この手当の充当を代理・後見することとする。

古典的なW・ベヴァリッジの1941年の報告書『社会保険および関連サービス』は、社会保険を普遍的で実質的な児童手当とセットで提案した。社会保険制度は、失業・傷病などによる所得喪失時に最低生活費を給付するべきであるが、子どもの生活費も支給するべきだとすると、拠出に見合う給付という拠出原則が守れず（同じ拠出をしても子どもがいない者への給付は低くなる）、多子の世帯にたいしては就業時の所得を社会保険給付が上回るという問題も生じる。社会保険制度が、労働市場を攪乱しないためにこそ、「普遍的に」、つまり就業・休業を問わず所得制限なしに子どもの最低生活費を賄う児童手当を支給することが、提案されたのである（大沢 1999:103-104）。

（おおさわ まり）

（引用文献）

- 池上岳彦 2001 「ワークフェア概念と福祉国家論の転換—分権的「福祉政府」へ向けて—」、社会政策学会誌第6号『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房
- 大沢真理 1999 「社会保障政策」、毛利健三編『現代イギリス社会政策史 1945—1990』ミネルヴァ書房
- 大沢真理 2000 「公共空間を支えるセーフティネット」、山口定・神野直彦編『2025年 日本の構想』岩波書店
- 金子勝 1999 「拠出税方式の所得比例年金を」、神野直彦・金子勝編『福祉政府への提言 社会保障の新体系を構想する』岩波書店
- 金子勝・神野直彦 1999 「協力社会の年金を創る」、『世界』1999年3月号

女性と2004年年金改革

駒村 康平

東洋大学経済学部助教授

1 女性と年金改革について

2004年年金改革の準備段階として、厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」は1年半に及ぶ議論を行い、昨年末に報告書を取りまとめた。ここでは、女性の労働市場の参加、家族形態の多様化といった女性のライフスタイルの変化に対応するため、個人の選択への中立性、年金の支え手の増加、女性に対する年金保障の充実という基本的な考えに基づいて、「女性の貢献が実る年金制度」へ向けて①モデル年金の考え方、②短時間労働者等に対する厚生年金の適用、③第3号被保険者制度、④育児期間に対する配慮、⑤離婚時の年金分割、⑥遺族年金の6つ点の改革が提言された。

2 6つの改革点の検討

提案された6つの改革点について分析する。

①モデル年金

賦課方式の年金制度において、モデル年金の水準は世代間の公平性の尺度である代替率を左右する。現在のモデル年金は財政再計算時の現役男子(夫)の平均標準報酬(36.7万円)に基づいて計算されており、これが分子となる。40年勤続の男性労働者を前提とした專業

主婦世帯をイメージしている。一方、分母は現役男子の平均手取り月收入(40.1万円)である。

検討会では、このモデル年金の想定する世帯を女性の労働市場進出の状況を考慮し、共働き世帯にすることが検討された。この議論の際、「モデル年金にも多様な選択肢があるべき」という誤解が生じたが、代替率¹⁾はマクロの世代間分配の尺度であるので、モデル年金は一本しかあり得ない。すなわち年金額を裁定するためには、乗率は一つであり、その乗率の基礎となるモデル年金も一つになる。

モデル年金が今後は女性の働く期間の増加を一定期間組み込んだ共働き世帯を想定したものとすると、分母が現役男子の平均手取り賃金のままであれば、代替率が上昇する。世代間の公平性の尺度である代替率を一定にするためには乗率を下げる必要がある。ただし、こうした技術的な議論の前に、世代間の公平性の尺度である代替率自体の意味や分母に何を採用すべきなのかなどについても再検討する必要がある。

②パート労働者の厚生年金加入

経済のサービス化や働き方の多様化により急増した短時間労働者(パート)を厚生年金に組み入れることが提案された。短時間労働者の社会保険加入は、年金の支え手を増やす意味からも、短時間労働者の生活保障面からも必要である。加入対象は、常勤労働者労働時間1/2、年収65万円以上が提案されている。短期労働者を多く雇用している中小企業にとっては新た

な負担となるが、十分な準備期間を用意して推進すべきであろう。

③国民年金第3号被保険者制度

検討会の中で最も意見が対立したのがサラリーマンの被扶養配偶者、すなわち第3号被保険者問題である。85年改正で、自営業者を中心とする国民年金第1号被保険者、勤め人本人の第2号被保険者、2号の被扶養妻である第3号被保険者が生まれ、給付は個人単位になった。それまでの専業主婦による任意加入という制度は廃止された。背景には、当時の厚生年金の給付水準が専業主婦世帯を想定しており、これに任意加入による給付が加わると、過剰給付そして将来の財政負担につながるという問題もあった。

しかし、第3号被保険者制度には二つの問題があった。一つは、いわゆる130万円の壁といわれるもので、サラリーマンの妻が3号にとどまるためには、パート収入などを130万円以下に抑制する必要がある、就業行動をゆがめるというものである。もう一つは、負担を巡る不公平感である。第3号の負担が世帯単位のまま、その夫と共働き、独身者が一率の保険料を払って勤め人全体で負担する仕組みになっている。厚生年金保険料17.35%のうち、1.35%が専業主婦分を分担した部分であり、共働きや独身者の不公平感の原因となった。

検討会では、第3号被保険者制度の評価は分かれた。世帯単位で考えれば、共働き世帯と専業主婦世帯が同じ所得合計なら負担は同じである。また、平均的には共働き世帯の合計所得は専業主婦世帯より高いため、高い所得の世帯から低い所得の世帯への所得の再分配にもなる。だが、高所得世帯ほど専業主婦が多いため、個人単位で考えると見方は異なる。45万円の賃金の夫を持つ専業主婦の保険料を、35万円の夫と15万円の妻というより低賃金の働

き手が負担することになる。

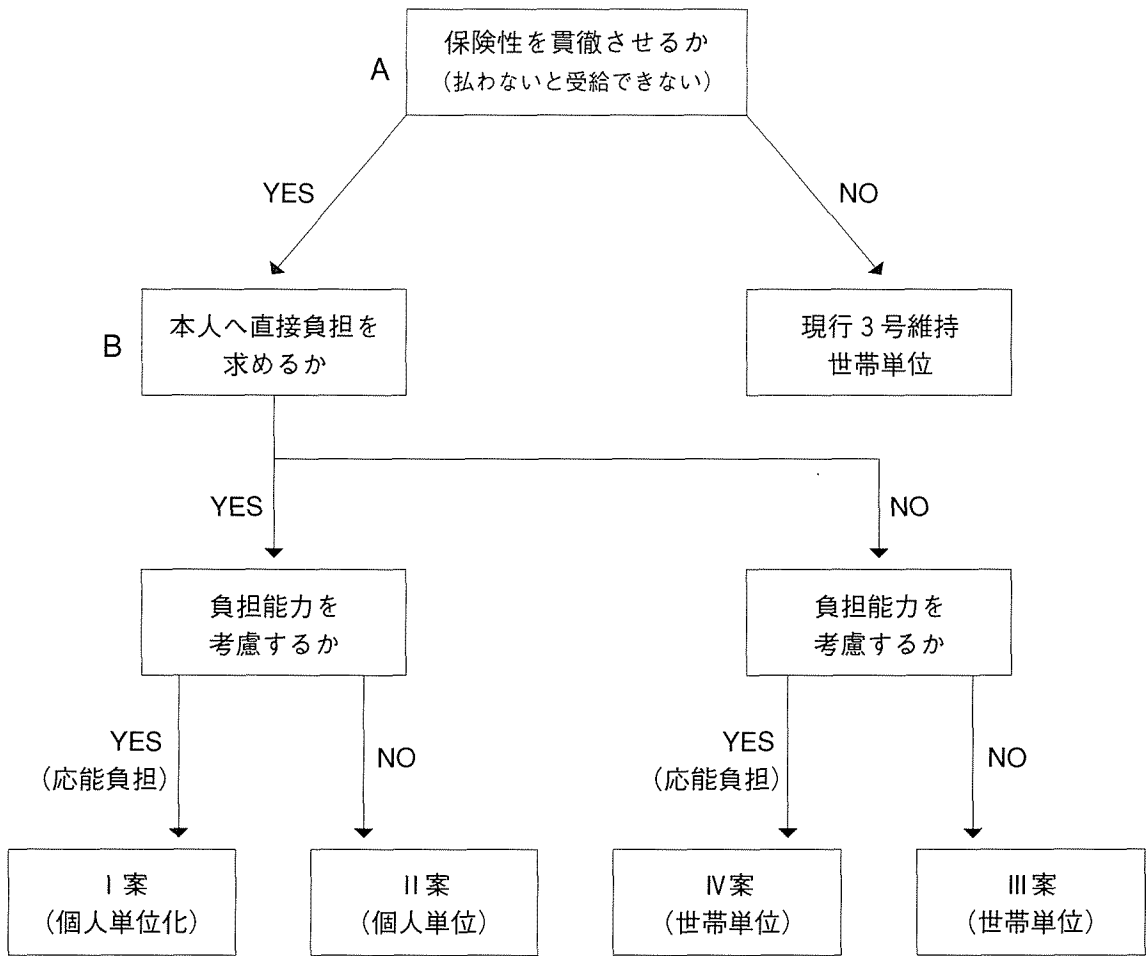
結局、検討会では第3号制度の見直しについて、6つの選択肢を示すに止まった。それは、夫の賃金の半分を妻の取り分と考え、それに見合う保険料を負担するⅠ案、妻自身が国民年金保険料を直接負担するⅡ案、妻の国民年金保険料を夫の保険料に上乘せするⅢ案、専業主婦を妻に持つ夫グループが専業主婦分の保険料率を上乘せして負担するⅣ案、高所得層の保険料率を引き上げ、そこで3号被保険者分の財源を確保する第Ⅴ案、3号制度を子育て期間などに限定する第Ⅵ案である。

Ⅴ案とⅥ案は部分的な解決方法である。

Ⅰ案からⅣ案と現行3号被保険者制度を比較してみよう。図はこれらの案をフローチャートにまとめたものである。

スタートは、国民年金・基礎年金に保険性・応益性を貫徹させるか、否かという点である（図のA）。すなわち「受給する以上、それにかかる費用については何らかの負担を必要とする」という点である。この点について、現行3号制度は、「専業主婦は負担能力がないため負担しなくともよい」という前提にある。一方、保険性・応益性を貫徹すると、その負担を専業主婦本人に求めるか否かという選択に突き当たる（図のB）。

妻本人に求める選択肢として、Ⅰ案、Ⅱ案がある。もう一つの選択肢としては、妻の給付にかかる費用を世帯、具体的には収入のある夫に求める方法もある。Ⅲ案、Ⅳ案がこの場合である。妻本人に直接負担を求める場合も、負担能力に応じて負担してもらおう応能負担（Ⅰ案）と定額（Ⅱ案）がある。Ⅰ案については、専業主婦が収入のない点から、賃金分割の発想が取り入れられている。これは夫と妻の合計を足して2で割り、それぞれに応能負担の保険料を求めるアイデアである。ただし、この考えは、労働や消費が夫婦それぞれの個人単位で決定



されているという個人単位モデルではなく、労働や消費は夫婦一体で決定しているという前提に基づいて、世帯を分割して個人単位「化」している点に注意する必要がある。

世帯に負担を求める場合、応能負担（Ⅳ案）と定額負担（Ⅲ案）のアイデアがある。応能負担は、世帯（夫の）の能力に応じて、専業主婦分を負担をするという考え方である²⁾。応能負担であるⅣ案では、専業主婦分については、その夫が割り増しの保険料率を支払うということになる。定額負担のⅢ案では妻の保険料分を定額で夫から合算徴収する方法である。

どの案もそれぞれメリット、デメリットがある。第Ⅱ案は定額負担であるため、低所得者ほど負担感が大きくなったり、未納者が増加す

る。第Ⅲ案は未納者は発生しないが、低所得者ほど負担が大きくなる。第Ⅳ案は所得に応じて負担するため、低所得者の負担感を回避できるが、保険料を折半する企業からみると労働者間に保険料負担の差が発生する。第Ⅰ案は、妻の貢献分を明確し、離婚時の年金分割などを考えると整合性があり、3号制度は形式的に消滅するものの、専業主婦の保険料にあたる部分を企業が負担する根拠や実務上の問題が多い。

6つのうちのどの選択肢が望ましいのかは、①公平性を世帯単位で考えるのか、個人単位で考えるのか、②専業主婦の無就業は、自らの選択（いわゆる有閑マダム）と考えるのか、社会的なリスク（病気や子育て、介護、夫の転

動)と考えるのかによって変わってくる。第3号問題は、社会保険の世帯像や負担形態を巡る重要なテーマである。

税制と同様に働く女性からは個人単位の負担を求めるⅡ案の支持も強いが、年金の場合は、給付との対応関係を考慮する必要があり、必ずしも税制と同列の議論はできない。また、社会保険料負担は本来、応能負担を原則とすべきである。さらに実際の夫婦の働き方、消費は世帯単位で決定されていることが統計的にも確認されている。年金分割との整合性も考慮し、第3号制度の改革案としては世帯の負担能力に着目したⅠ案かⅣ案が妥当と考える。

④育児期間等に関する配慮

賦課方式年金制度は次世代の経済力と数に依存するため、少子化によって財政は不安定化する。平成14年1月に発表された新人口推計では、少子・高齢化は加速しており、公的年金の保険料のさらなる引き上げは不可避である。賦課方式の社会保障を維持するためには、次世代育成は不可欠である。育児期間中の保険料免除期間の延長、子ども数に応じて年金額に差をつける、年金積立金から奨学金を出すなどの案もあるが、具体的な政策までは提案されなかった。

⑤離婚時の年金分割

夫の公的年金(報酬比例部分)は離婚しても妻には分与されていない。しかし、多くの先進諸国では離婚時の年金分割が導入されている。今後、団塊の世代における離婚の増加が予想されるため、離婚妻の生活保障のための年金分割を導入することが提案された。

⑥遺族年金制度

共働き妻の年金掛け捨て問題に対応するために、共働き世帯と専業主婦世帯の均衡を図

り、女性が自ら働いて納付した保険料が給付にできるだけ反映できる仕組みを検討することになった。

②と④～⑥についても若干のコメントをする。

まず、②についてであるが、第3号被保険者問題を縮小すること、国民年金の空洞化対策や社会保険は本来応能負担とすべきである点からも、短時間労働者への厚生年金適用は望ましいと考えるが、厚生年金加入は健康保険加入にも連動する点に注意する必要がある。

④の年金での育児支援であるが、現金給付による少子化対策ということならば、効果や方法について若干の疑問は残る。むしろ、良好な育成環境の保障という意味の次世代育成政策として、保育サービスを充実させる独立した社会保険の創設の方が有効と考える。

⑤の年金分割については、年金額を分割して離婚した妻に振り込むといった「額」の分割ではなく、年金権そのものの分割が望ましいと考える。年金額の分割だと基本権の受給者である元夫本人が死亡すると離婚した妻への年金も消滅する。年金権を分割すれば元夫の状況にかかわらず、離婚した妻の年金権は保障される。ただし、民法などとの整合性も求められるため実行されるまで時間がかかるかもしれない。

⑥の遺族年金制度については、子どものいない若年妻への遺族年金給付期間を制限することと、遺族厚生年金の給付額を夫婦の老齢厚生年金の合計の一定割合、たとえば2/3にすべきと考える。後者のイメージは、専業主婦の場合、妻の老齢厚生年金はゼロと掲載されるため、夫の厚生年金の2/3が遺族厚生年金になる。一方、共働きの妻の場合は、夫婦の合計した老齢厚生年金の2/3となるため、自分の厚生年金が反映されることになる。

3 今後の展望

以上の6つの改革点は、前回99年年金改革からの積み残しであったが、2004年改革の準備段階として、一定の改革の方向性が示されたものと評価できるであろう。ただし、6つの改革点は同レベルのテーマではない。モデル年金、短時間労働者の厚生年金適用などは年金財政問題と密接に関係する。育児期間等に係る配慮は少子化対策の一環であり、やや性質が異なる。

一方、第3号被保険者制度、離婚時の年金分割、遺族年金は夫婦のあり方と密接に関連するテーマであり、世代間で価値観の違いに基づく対立を生むかもしれない。特に第3号被保険者問題と離婚時の年金分割については困難を伴う可能性が高い。

急激な少子高齢化の進展により年金財政が不安定化していること、これに加え国民年金の空洞化が深刻になっていることから、基礎年金の財源政策、少子化対策、年金給付一負担の上限が議論の中心になりつつあり、価値観の対立を生むようなテーマである第3号被保険者問題、遺族年金問題、離婚時の年金分割などのテーマが埋没する可能性もある。

しかし、こういった事態は避けるべきである。年功賃金、終身雇用という日本型雇用慣行に整合するように高度成長期に確立した性別役割分業型の夫婦モデルは過去のものとなった。たしかに、安定した賃金が保障される夫が市場労働に、妻が家事労働に特化することはかつては一定の経済合理性があり、現在の年金制度もそれと整合性のとれたものであった。しかし、日本型雇用慣行の崩壊、急激な失業率の上昇のなか、夫婦の機能も性別役割分業型から失業のリスクをカバーする夫婦共働き保険型に変化しつつある。2004年年金改革が、財政論で始終せずに、過去にとらわれな

い未来の世帯像を見据えた年金改革になることを期待する。

(こまむら こうへい)

(注)

- 1) 現在、代替率は60%と設定されており、どの世代でも高齢者になれば現役世代の60%程度の生活が保障されることを意味する。
- 2) 現行の3号制度も一種の世帯単位の応能負担であるという指摘もあるものの、正確に整理された議論は行われていない。受益との関連性をどの程度重視するかによってI案、II案、III案、IV案と異なる。

(引用文献)

厚生労働省女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会

(2002)『女性と年金』社会保険研究所



スウェーデンの年金改革の動向

井上 誠一
北海道 保健福祉部
高齢者保健福祉課長

はじめに

スウェーデンでは、1999年1月から年金改革が段階的に実施されている。この改革は、真の意味で「抜本的」と呼ぶにふさわしく、長期的に持続可能な年金制度を実現するという観点からみて、画期的な手法がいくつも含まれている。

本稿では、スウェーデンの年金改革の背景、具体的内容、最近の動向等について紹介・解説していくことにより、我が国の年金制度のあり方を考える上での参考に資することとしたい。

1 改革の背景

改革前のスウェーデンの公的年金制度は、基礎年金と付加年金による2階建ての制度体系となっていた（図の〔旧制度〕参照）。

1階部分の基礎年金は、すべての住民を対象とする定額年金であり、完全賦課方式で運営され、

いのうえ せいいち

1962年生まれ。東京大学教育学部卒。86年、厚生省入省。同省年金局年金課課長補佐、外務省在スウェーデン日本国大使館一等書記官、厚生省保険局国民健康保険課課長補佐、北海道保健福祉部介護保険課長などを経て、2001年より現職。

年間の給付費は原則としてその年の保険料で賄うこととされていた（保険料収入が給付費を下回った場合、当該不足分は国庫負担で対応）。40年以上の国内居住または30年以上の付加年金制度への加入という要件を満たす場合に満額年金が支払われ、付加年金を受給できない場合や付加年金が低額の場合には、補足年金が加算された。

2階部分の付加年金は、被用者のみならず自営業者をも強制加入の対象とする一種の所得比例年金であり、一定の積立金を有する賦課方式（修正賦課方式）で運営され、年間の給付費はその年の保険料収入および積立金の運用益等により賄うこととされていた。30年以上の加入で満額年金を支給することとされ、その額は、現役期間中最も実質所得の高かった15年の年金ポイント（各年の所得に応じて与えられる）の平均値に基づき算定された。標準的な給付水準は、基礎年金と合わせて退職時の所得の60%程度とされていた。

以上のような旧制度について、特に1990年代に入ってから、抜本的な改革の必要性が強く認識され、現実に改革が実行されたわけであるが、その背景としては、次のような点が指摘できる。

(1) 年金給付費の増大

スウェーデンにおける年金給付費は年々増大しており、将来においても相当の増大が見込まれる。その要因の第1は、新規に年金受給者となる者の平均年金額が年々上昇していることである。第2の要因は、人口の高齢化であり、1994年に行われた人口推計では、スウェーデンの65歳以上人

口割合は、2015年には20.0%、ピークとなる2035年から2040年頃には22.4%に達するものと予想されていた（最新の推計では、さらに高齢化のスピードが速まるものと予想されている）。

(2) 経済の低成長

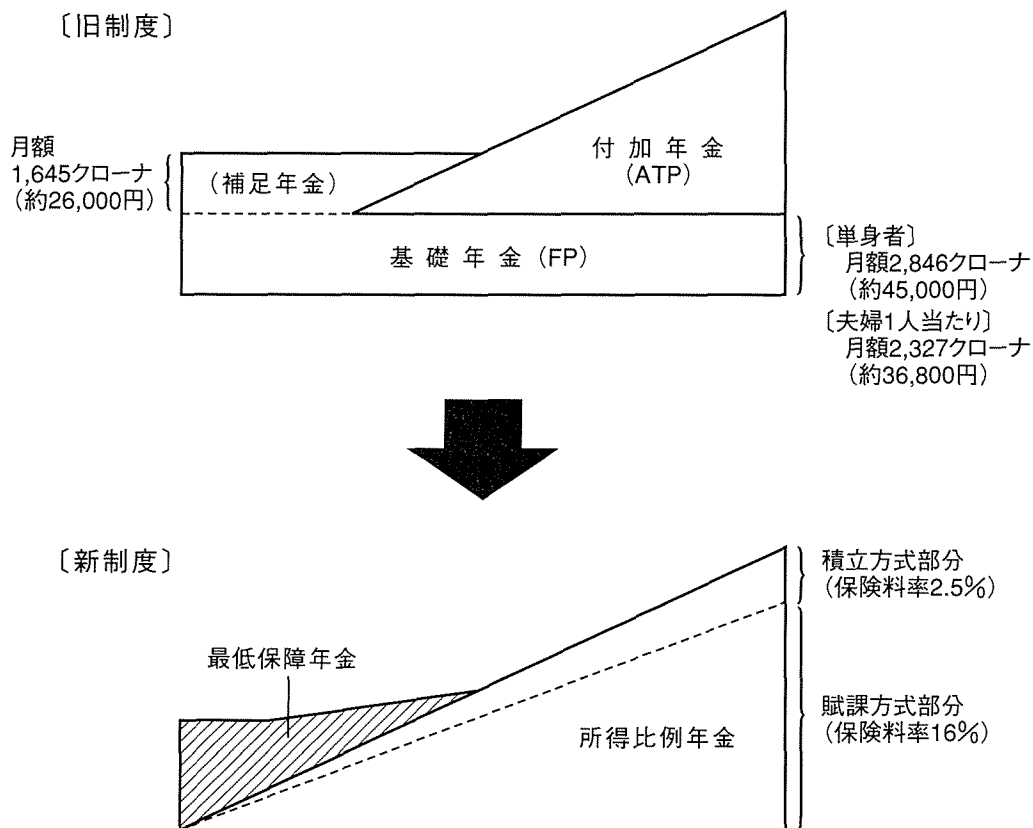
スウェーデンでは、仮に将来にわたり毎年2%以上の実質経済成長が見込まれるのであれば、旧制度を維持していくことも財政的に可能とみられていたが、このようなレベルの経済成長を維持していけるかどうかは不確かであり、低成長が続いた場合、旧制度は危機的状況に陥るものと予想されていた。

特に、スウェーデンは、1990年代初めに戦後最悪ともいわれる不況に陥り、1991年から1993年にかけて3年連続マイナス成長を記録したところであり、この時期に、経済の先行きに対する不安が高まると同時に、年金制度の将来に対する危機意識も相当に高まった。（なお、スウェーデン経済は、1994年以降プラス成長に転じ、その後は比較的好調に推移している。）

(3) 経済成長との結び付きの弱かった旧制度

付加年金の給付は、毎年物価スライドを行うこととされていたが、現役世代の実質所得の動向との間にリンクがない状態になっていた。このため、

図 スウェーデンにおける公的年金制度体系の再編



注) 旧制度の基礎年金および補足年金の額は、1997年における額。円換算に際しては、スウェーデン中央銀行調べによる1997年の年平均為替レート（1クローナ=15.80円）を使用。

経済成長が不十分な場合には、増大する給付費を賄うために保険料率の引上げが必要になることが予想されたが、すでに国民負担率が世界最高水準となっているスウェーデンにおいて、保険料負担を大幅に引き上げることは極めて困難なことであった。

(4) 年金額計算上の不公平

付加年金制度においては、最も所得の高かった15年間に年金額計算の基礎とするというルール（15年ルール）があるために、生涯に獲得した所得総額が同じ場合でも人によって年金額が大幅に異なるといった事態が生じていた。また、30年加入で満額年金を受給できるというルール（30年ルール）があるために、30年を超えて働いても、保険料を徴収されるだけで、老後の年金額が増加しないといった事態も生じていた。

2 改革の具体的内容

スウェーデンでは、1991年11月、与野党全7党の代表をメンバーとする年金ワーキンググループが政府の下に設置され、年金改革のあり方について精力的な検討・協議が行われた。1994年1月には、国会の全議席の88%を占める与野党5党の間で、年金改革の基本方針に関する合意が成立し、その後、この基本方針に沿って改革の詳細に関する検討が進められていった。その結果、1998年6月には、年金改革関連法案が成立し、1999年1月から新しい年金制度が段階的に導入されている。以下、この改革の具体的内容について解説していくこととする。

(1) 2階建ての制度体系を所得比例年金のみの1階建てに再編

2階建てとなっていた制度体系が、新制度では、所得比例年金のみの1階建てに改められた

（図参照）。新所得比例年金は、現役時代に納めた保険料総額に応じて老後の年金額が決定される仕組みとされ、旧付加年金制度において生じていた年金額計算上の不公平の問題の解消が図られた。

(2) 低所得・無所得であった者に対しては、最低保障年金により一定額を保障

新制度によって保障する年金水準については一定の最低保障額が設けられ、所得比例年金の額が最低保障額を下回った場合には、その差額を最低保障年金として支給することとされた（図の[新制度]参照）。これにより、現役時代に低所得・無所得であった者についても一定水準の年金が保障される。最低保障年金の財源は、全額国庫負担である。

最低保障額は、旧制度における基礎年金および補足年金の合計額よりも高い水準に設定されているが、新制度では、税制上の年金受給者特別控除を廃止することとされたため、税引き後の実質的な年金水準で比較すると両者の水準はほぼ等しいものとなる。最低保障年金は65歳から支給され、満額年金を受給するためには、原則として40年以上スウェーデンに居住していたことが要件とされる。また、最低保障額は、旧基礎年金と同様、毎年、物価スライドされる。

(3) 所得比例年金の保険料率は、将来にわたり18.5%で固定

所得比例年金の保険料率は、将来にわたり18.5%で固定することとされた¹⁾。これにより、現役世代は、自分が引退するまでの間に納める年金保険料の水準について予見することが可能となった。

被用者の場合、保険料負担は労使折半とする方向で検討されているが、本年春の時点では、まだ最終的な政治的合意が得られておらず、これまでのところ暫定的な労使の保険料率（使用者負担の方がやや高い）が設定されている。被用者本人負

担分保険料の対象となる所得については、一定の上限（2001年：304,239クローナ（約357万円²⁾）が設けられており、年金額も当該上限までの所得を基礎として算定される。所得比例年金の給付費については、保険料収入および積立金の運用益等により賄うこととされており、国庫負担は行われない。

（4）所得比例年金は、賦課方式による部分と積立方式による部分とに分割

- ①保険料率18.5%のうち16%の部分については、旧付加年金制度と同様、一定の積立金を保有する賦課方式（修正賦課方式）により財政運営が行われる。すなわち、年間の年金給付はその年の保険料収入と積立金の運用益等により賄われる。
- ②保険料率18.5%のうち残りの2.5%の部分については、積立方式による財政運営が行われる。この部分の保険料については、個人ごとに実際に保険料が積み立てられ、市場で運用される。保険料の積立・運用については、個人の選択により、国の年金基金または民間の運用機関等において行う。老後の年金額は、実際に積み立てられた保険料総額と運用利回りの合計額等に基づき、保険数理的に算定される。

（5）所得比例年金の制度設計は、拠出建てを基本

旧制度では、我が国を含めた多くの先進諸国の公的年金制度と同様、まず給付内容を先に決定してからそれに必要な財源を確保するための保険料水準を決定するという給付建ての仕組みが採用されていた。この仕組みの下では、基本的に制度運営上のリスクは費用を負担する側（現役世代）が負うこととなる。

しかし、新所得比例年金においては、給付建ての仕組みを採用せず、まず保険料水準を決定し、納付した保険料総額およびその運用利回りの合計額に応じて給付水準を決定するという拠出建ての

仕組みが採用された。この仕組みによれば、基本的に制度運営上のリスクは年金受給者側が負うことになり、従来の仕組みと比較すると、発想の大転換である。

先に述べたとおり、新所得比例年金は賦課方式による部分と積立方式による部分とに分かれているが、一般に「拠出建て」という場合には、財政方式は積立方式を採用し、実際に個人が保険料を積み立てていってそれを将来の年金給付の原資とするという仕組みを指すのが普通である。しかし、スウェーデンの新所得比例年金の賦課方式による部分においては、「賦課方式でありながら拠出建て」というユニークな仕組みが採用された。すなわち、毎年の保険料収入の全部または一部がその年の年金給付財源として使われてしまうにもかかわらず、将来の年金額は現役時代に納めた保険料の総額等に基づき計算されるという仕組みであり、しばしば、概念上の拠出建て（Notional Defined Contribution system（略称NDC））と称される。具体的には、次のような仕組みとなっている。

- ①現役世代が毎年納める保険料は、基本的に各年における老後世代の年金給付の財源として直ちに支出される。ただし、この賦課方式の年金についても一定の積立金を保有（2000年時点で給付費の4年分程度）することとされているため、この積立金の運用益等をその時々々の年金財政の状況に応じて使用することにより、将来にわたっての財政運営の安定を図ることとされる。
- ②個人々の年金額は、各人が現役時代に納付した保険料総額および「みなし運用利回り」（仮想上の運用利回り）の合計額（以下「年金権総額」という）に応じて算定される。ここでいう「みなし運用利回り」は、毎年、名目所得上昇率（現役世代の1人当たり名目所得の上昇率）に基づいて設定される。
- ③各被保険者の「年金権総額」は、各人の年金口座に記録され、金額として積み上げられて

いく。その金額は現実に存在する資金による裏付けのあるものではないが、各人が積み上げてきた年金権の大きさを表示するものといえる。

④年金受給開始時における年金額（年額）は、「年金権総額」を「除数」で割ることにより求められる。

この「除数」は、年金受給開始時の平均余命の年数を基本として、同一生年グループごとに設定される数値である。同一生年グループの「除数」は、当該グループが65歳に達した時に確定される。

実際の「除数」については、さらに、年率1.6%（＝基準値）の実質所得上昇率（現役世代の1人当たり実質所得の上昇率）が将来にわたり継続する仮定した上で、当該実質所得の上昇を先取りするような形で、新規裁定時の年金額に一定額を積み増しするという効果を持つように調整を行った上で設定される。

スウェーデンでは、今後も平均寿命の伸びが予想されているが、この新しい年金額算定方式によれば、ある世代の年金受給開始時の平均余命が伸びれば伸びるほど、「除数」が大きくなり、その世代の年金額（年額）は低下することになる。これは、平均寿命の伸びという年金財政上のリスクを回避するための仕組みが制度の中に組み込まれているということを意味する。

(6) 賦課方式部分のスライドは、経済成長を反映した仕組み（経済調整スライド）を採用

旧付加年金の額は、毎年、物価スライドされていたが、新所得比例年金のうち賦課方式部分の年金額については、毎年、経済成長の動向を反映した「経済調整スライド」が行われることとされた。

具体的には、次のような仕組みにより、スライドが行われる。

①実質所得上昇率の実績が1.6%であった場合は、物価上昇率によりスライドを実施。

②実質所得上昇率の実績が1.6%を上回った場合は、物価上昇率に当該上回った率を加えた率によりスライドを実施。

③実質所得上昇率の実績が1.6%を下回った場合は、物価上昇率から当該下回った率を控除した率によりスライドを実施。

ところで、新所得比例年金の賦課方式部分については、年金の新規裁定時に(5)の④で述べたような年金額の積み増し（年率1.6%の実質所得スライドの先取り）が行われているので、この積み増しとここで述べた「経済調整スライド」の効果を合わせると、マクロの財政効果としては、名目所得スライドを行ったのと同じことになる。

(7) 自動財政均衡メカニズムの導入

新所得比例年金の賦課方式部分は、経済成長率の変動や平均寿命の伸長等に対してフレキシブルに対応する仕組みが導入されたことにより、旧付加年金制度よりも財政的に安定したものとなったが、財政危機に陥る可能性が完全に排除されたわけではない。例えば、①出生率が予想に反して極めて低い水準で推移した場合、②積立金の運用利回りが極めて低い水準で推移した場合、③各世代が65歳に達して「除数」が確定した後に平均余命が大幅に伸びた場合等においては、将来的に制度の維持が困難になることも予想される。

こうした問題に対処するため、スウェーデンの年金改革では、年金財政が危機的状況に陥った場合に、国会の議決を経ることなく自動的に年金額のスライド率や「みなし運用利回り」を制限する仕組み、すなわち「自動財政均衡メカニズム」を導入することとされた。

同メカニズムは、新制度の長期的安定を確保するための極めて重要な仕組みであり、その概要は次のとおりである。

- ①政府は、毎年、次の算式により算定される「均衡数値」を確定する。

$$\text{均衡数値} = \frac{\text{保険料資産} + \text{積立金残高}}{\text{年金債務残高}}$$

この算式における「保険料資産」とは、保険料収入によりどの程度の年金債務を償還することができるかについて長期的な観点から評価した数値である。

- ②均衡数値が1以上である間は、自動財政均衡メカニズムは発動されず、原則どおりに年金額のスライド率や「みなし運用利回り」が決定される。
- ③均衡数値が1を下回るに至った場合には、その年から自動財政均衡メカニズムが発動され、一定のルールにより、スライド率や「みなし運用利回り」の割落としが行われる。
- ④均衡数値が1を下回る状態が続いている間は、毎年、スライド率等の割落としが行われていく。
- ⑤その後、年金財政の状況が改善し、均衡数値が1以上の水準に回復した場合には、逆にスライド率等の割増しが行われていく。このような状態が続き、年金水準が、自動財政均衡メカニズムがなかったとした場合の年金水準に追いつくに至った場合には、その年から、同メカニズムの発動は解消される。
- ⑥なお、上記①～⑤の仕組みとは逆に、年金財政の状況が非常に好調な場合に、スライド率等の割増しを行うという仕組みも併せて導入されることとなっているが、この仕組みの詳細については、まだ決定されていない。

(8) 弾力的な支給開始年齢

旧制度における原則的な支給開始年齢は65歳であったが、新所得比例年金については、賦課方式による部分、積立方式による部分のいずれについても、一般的な支給開始年齢というものは設けず、61歳以降いつからでも受給を開始できるとされている。

新所得比例年金の額の算定に用いられる「除数」については、受給開始年齢が遅くなるほど小さくなることから、年金額（年額）は、受給開始が早いほど低く、受給開始が遅いほど高くなる。

(9) 育児期間や兵役期間への配慮

新制度では、生涯に納付した保険料総額に応じて年金額を決定するという原則が採用されたが、この原則を貫徹しようとする、育児や兵役といった社会的に意義のある活動を行った期間であっても、そのために所得の喪失・減少があった場合にはその分年金額が低下してしまうことになる。このため、育児期間や兵役期間について一定の年金権が保障されるような配慮が行われている。

(10) 夫婦間の年金権の移転

積立方式による年金については、夫婦ともに1938年以降生まれの場合には、夫婦共同の申請に基づき、夫婦間で年金権を移転することができることとされている。

(11) 各被保険者の年金権に関する情報の提供

社会保険事務所は、毎年、すべての被保険者に対して年次年金報告書を送付することとされている。この報告書には、賦課方式の年金に係る年金権総額、積立方式の年金に係る積立残高、将来の年金額の見通しなど各人の年金権に関する情報が記載される。

(12) 旧制度から新制度への段階的な移行

今回の年金改革は大幅な権利関係の変更を伴うものであるため、長い年月をかけて段階的に旧制度から新制度への移行を図ることとされた。例えば、新所得比例年金は、次のように導入される。

- ①1937年以前生まれの者には、旧付加年金を支給。
- ②1938年生まれの者には、新所得比例年金を20分の4、旧付加年金を20分の16支給し、以下、生年が1年若くなるごとに、新所得比例

年金の割合が20分の1ずつ増加、旧付加年金の割合が20分の1ずつ減少する。

③1954年以降生まれの者には、新所得比例年金を完全な形で支給。

3 最近の動向

今回のスウェーデンの年金改革では、1998年6月の関連法案の成立によって改革内容の大部分が確定したところであるが、その後の検討に委ねられた部分も一部残された。例えば、自動財政均衡メカニズムの仕組みの詳細については、2001年2月に別途関連法案が国会に提出され、同年5月に成立、本年1月から施行されている。

現時点で、まだ最終的な決定が行われていない主な事項としては、①新所得比例年金の保険料の労使負担割合、および②年金財政が好調な場合にスライド率等の割増しを行う仕組みのあり方があげられる。前者については本年中、後者については2004年までに内容を確定する方向で与野党による検討・協議が行われている。

おわりに

スウェーデンの年金改革については、その内容もさることながら、政治的立場の相違や利害の対立を乗り越えてこれほどまでに大幅な改革についてコンセンサスを形成するに至ったこと自体が驚嘆に値する。見識ある与野党の政治家が、危機意識を共有し、詳細な検討を行った上で、改革の基本方針や具体的内容を決定していったプロセスは、「政治主導」による政策決定のあり方の1つのモデルを示しているように思われる。

我が国における政策決定のあり方について考える上でも、スウェーデンの事例から学ぶところは大きいといえよう。

(注)

- 1) この保険料率は、グロスの所得額を算定基礎としていた従来の保険料率とは異なり、グロスの所得額から本人負担分保険料の額を控除して得られる額を算定基礎としている。
- 2) 円換算に際しては、スウェーデン中央銀行調べによる2001年の年平均為替レート(1クローナ=11.75円)を使用。

弊誌に掲載された関連の年金論文

高山憲之「少子化の一段の進行と社会保障」(『生活経済政策』2002年5月号)
木村陽子「ドイツ・シュレーダー政権の年金改革2000」(同上2002年6月号)
併読をおすすめします……編集部

